

# QUESTION ANSWER Pension

国民年金からの  
お知らせです

## 年金の

## そこが知りたい



役場保険年金班 ☎42局2111番

## こんなときには、 こんな手続きを



### Q 疑問

私は今年、20歳になります。国民年金に加入するように言われたのですが、必ず加入しなければならないのでしょうか。

### A 答え

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は国民年金に加入しなければなりません。被保険者の種類は働き方などによって次の3種類に分かれています。老後の生活保障や障害を負ったときのためにも必ず加入手続きをしてください。

種別	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
対象者	自営業、学生など	厚生年金や共済組合に加入している会社員や公務員	第2号被保険者に扶養されている配偶者
保険料の納め方	納付書や口座振替などにより個人で納めます。保険料は月額14,980円です	給与から職場の年金制度の保険料を納めています。国民年金保険料を個別で納める必要はありません	配偶者の勤務先に届け出れば、自分で保険料を納める必要はありません
加入手続き	お住まいの市区町村役場に自分で届け出ます	勤務先が年金事務所に届け出ます	配偶者の勤務先が年金事務所に届け出ます

国民年金の加入の種類が変更になったときには忘れずに届け出ましょう。  
次の表のような場合は変更を届け出てください。

#### ◆第1号被保険者（自営業・学生など）

こんなとき	変更後の種別	届け出先
会社員・公務員になった	第2号	勤務先
会社員・公務員と結婚し扶養されるようになった	第3号	配偶者の勤務先

#### ◆第2号被保険者（会社員・公務員など）

こんなとき	変更後の種別	届け出先
退職した	第1号	役場
会社員・公務員と結婚し扶養されるようになった	第3号	配偶者の勤務先

#### ◆第3号被保険者（会社員・公務員に扶養されている配偶者）

こんなとき	変更後の種別	届け出先
扶養からはずれた	第1号	役場
配偶者が退職した	第1号	役場
会社員・公務員になった	第2号	勤務先



国保の

国民健康保険  
制度の  
解説です

そこが知りたい

役場保険年金班 ☎42局2111



# 4月1日から 外来診療でも 限度額適用認定証が 使えるようになります

定証等の交付手続きをしてください。

●申請に必要なもの 印かん・国民健康保険証または後期高齢者医療制度の保険証・住民税非課税世帯の人で、過去一年間に90日を超える入院があった人は、入院期間が確認できる書類（領収書など）が必要です。

すでに限度額適用認定証をお持ちの人

平成24年3月31日以前に交付された限度額適用認定証等をお持ちの人は、記載されている有効期限まで外来時にも使用することができます。改めて交付手続きをする必要はありません。

保険税に納め忘れがあると…

限度額適用認定証等は国民健康保険税の納め忘れがある場合には交付されませんので、保険税は必ず納期内に納めるようにしましょう。

限度額適用認定証等の申請

●70歳未満の人及び70歳以上の非課税世帯の人 役場保険年金班の窓口で限度額認定証（又は限度額適用・標準負担額減額認定証）の交付を申請してください。なお、病院などでは交付された限度額適用認定証を提示してください。

●70歳以上75歳未満で非課税世帯でない人 申請は必要ありません。病院などでは後期高齢者医療被保険者証を提示してください。

●75歳以上で非課税世帯でない人 申請は必要ありません。病院などでは後期高齢者医療被保険者証を提示してください。

限度額適用認定証の適用開始月

限度額適用認定証等の適用は、入院は医療機関に限度額適用認定証等を提示した月の初日から適用されます。外来は限度額適用認定証等を医療機関に提示する前に、その月の窓口負担の合計額が自己負担限度額を超えていない場合は、その月から限度額適用されますが、その月の窓口負担の合計額が自己負担限度額を超えている場合は、その月の窓口負担は限度額適用の対象とはなりません。なお、自己負担限度額を超えていても限度額適用にならない場合は、高額療養費の申請をすることにより、後日、支給されます。

また、限度額適用認定証等を提示する前に自己負担限度額を超えている場合でも、医療機関が患者からの相談に応じて当月から限度額適用する場合があります。

高額な外来診療を受ける際には



医療機関窓口での支払いが自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、今まで入院時しか使えませんでした。平成24年4月1日からは外来時にも使えるようになります。もし入院や高額な外来診療が決まったときは、早めに限度額適用認



## 住民税

RESIDENCE  
TAX

### 町県民税・国民健康保険税の申告はお済ですか？

2月16日から3月15日まで、所得税の確定申告が行われましたが、町県民税・国民健康保険税に関する申告の受付を4月20日（金）まで行うこととしました。

今回から、公的年金等の収入が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要となりましたが、次に該当する場合は、町県民税・国民健康保険税の申告をしておかないと税額（国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料）や保育料などが上がる場合がありますので、申告をしましょう。

#### ●住民税の申告をしなければならない人

町内に住所がある人は、原則として申告をしなければなりません。（税務署で確定申告をした人や前年中の所得が給与か公的年金のみである人は、申告の必要はありません。）なお、医療費控除などの諸控除を受けようとする人は、申告が必要です。

- ①遺族年金及び障害者年金だけを受給されている人
- ②農業、営業、配当、地代、家賃などの所得がある人
- ③生命保険・地震保険料控除や医療費控除、社会保険料控除、扶養控除など、各種控除を受けようとする人
- ④収入がなくても、国民健康保険に加入している人や保育料の算定・公営住宅入居資格の確認が必要な人

#### 申告に必要な書類は…

- ①平成23年中の収入や所得の分かる書類（年金や給与の源泉徴収票、事業所得がある人は既に計算している収支内訳書など）
- ②国民年金保険料の納付額が確認できるもの（社会保険料（国民年金保険料）控除証明書）
- ③生命保険や地震保険などの払込証明書（申告用）
- ④印かん
- ⑤役場税務住民課から送付する「申告のお知らせ」
- ⑥医療費控除を受ける人は、病院別に計算した明細書及び領収書
- ⑦事業所得（商店・農業など）や不動産所得がある人は、収入金額や必要経費を計算した収支内訳書

#### 申告の期限…

- 申告受付期間 平成24年3月21日（水）から4月20日（金）午前9時から午後5時まで
- 申告受付場所 役場税務住民課税務班